

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年9月30日

【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・
マネジメント・リミテッド
(Citigroup First Investment Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ
(Song Li, Director)

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、
チャンピオン・タワー50/F
(50/F, Champion Tower,
Three Garden Road, Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 飯 村 尚 久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券に係るファンドの名称】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマ
ン)トラスト - 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシ
リーズ
(Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - US
Focused Growth Equity Fund Foreign Currency Series)

【届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券の金額】 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ
50億米ドル(約5,475億円)を上限とする。
(注)米ドルの円換算額は、便宜上、2021年7月30日現在に
おける株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値(1米ドル=109.49円)による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和3年9月30日、半期報告書を提出いたしましたので、令和3年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また、その他一部の情報を更新するため、ならびに2021年9月30日付でファンドの設立地における英文目論見書補遺が更新されたことから、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートをを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	() 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ（以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」といい、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストを「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（1）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2021年7月末日現在）

資産の種類	発行地	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン	18,278,809.66	99.93
現金・その他の資産（負債控除後）		12,502.59	0.07
合計 （純資産価額）		18,291,312.25 （約2,003百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算額は、2021年7月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1米ドル＝109.49円）による。以下同じ。

（注3）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、米ドルクラス受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入または切り捨てしている場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2021年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
2020年8月末日	16,853,915.04	1,845,335	16.273	1,782
9月末日	15,762,256.49	1,725,809	15.723	1,722
10月末日	15,585,621.38	1,706,470	15.394	1,685
11月末日	17,010,326.02	1,862,461	16.898	1,850
12月末日	17,405,140.14	1,905,689	17.394	1,904
2021年1月末日	17,363,575.78	1,901,138	17.388	1,904
2月末日	17,178,555.61	1,880,880	17.766	1,945
3月末日	17,128,827.34	1,875,435	17.721	1,940
4月末日	17,569,840.81	1,923,722	18.933	2,073
5月末日	17,291,904.44	1,893,291	18.693	2,047
6月末日	18,024,863.52	1,973,542	20.316	2,224
7月末日	18,291,312.25	2,002,716	20.721	2,269

(注) 2020年12月末日および2021年6月末日の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

期間	収益率(注)
2020年8月1日～2021年7月末日	35.63%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末現在の1口当たり純資産価格（上記期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 上記期間の直前の営業日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

2021年7月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2021年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
110,146.204 (110,146.204)	273,642.682 (273,642.682)	882,753.693 (882,753.693)

(注) ()内の数は本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.49円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

財政状態計算書

2021年6月30日現在

(表示:米ドル)

注	2021年6月30日 (未監査)		2020年12月31日 (監査済)		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
資産					
現金および現金同等物	3,11	26,260	2,875	73,692	8,069
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	18,037,840	1,974,963	17,355,732	1,900,279
受益証券販売未収金	6	2,740	300	19,300	2,113
資産合計		18,066,840	1,978,138	17,448,724	1,910,461
負債					
未払費用およびその他債務	11	50,431	5,522	56,934	6,234
受益証券買戻未払金	5	5,078	556	244	27
負債合計		55,509	6,078	57,178	6,260
受益証券保有者に帰属する純資産	10	18,011,331	1,972,061	17,391,546	1,904,200
内:					
資本合計	10(b)	18,011,331	1,972,061	17,391,546	1,904,200
発行済受益証券887,225口(2020年12月31日:1,000,658口)に基づく受益証券1口当たり純資産価格		20.301	2,223円	17.380	1,903円

8ページから32ページ(訳注:原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

包括利益計算書

2021年1月1日から2021年6月30日までの期間

(表示：米ドル)

注	2021年1月1日から 2021年6月30日までの期間 (未監査)		2020年1月1日から 2020年6月30日までの期間 (未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実効金利法を用いて計算された金利収益	2	0	146	16
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	2,872,108	314,467	(6,528)	(715)
正味為替差損	(64)	(7)	(751)	(82)
利益/(損失)合計	2,872,046	314,460	(7,133)	(781)
管理会社報酬	(13,855)	(1,517)	(12,127)	(1,328)
受託会社報酬	(8,016)	(878)	(7,480)	(819)
管理事務代行会社報酬	(16,708)	(1,829)	(17,076)	(1,870)
販売会社報酬	(69,274)	(7,585)	(60,636)	(6,639)
代行協会員報酬	(866)	(95)	(758)	(83)
弁護士費用	-	-	(28,423)	(3,112)
監査報酬	(15,632)	(1,712)	(15,726)	(1,722)
財務書類作成費用	(5,951)	(652)	(4,066)	(445)
専門家報酬	(2,238)	(245)	(2,244)	(246)
銀行手数料	(30)	(3)	(19)	(2)
その他の費用	(174)	(19)	(308)	(34)
営業費用合計	(132,744)	(14,534)	(148,863)	(16,299)
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益/(損失)合計	2,739,302	299,926	(155,996)	(17,080)

8ページから32ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

資本変動計算書

2021年1月1日から2021年6月30日までの期間

(表示:米ドル)

	2021年1月1日から 2021年6月30日までの期間 (未監査)		2020年1月1日から 2020年6月30日までの期間 (未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在残高	17,391,546	1,904,200	16,807,868	1,840,293
受益証券保有者との取引、資本への 計上額				
受益証券の販売	665,425	72,857	1,961,960	214,815
受益証券の買戻し	(2,784,942)	(304,923)	(2,907,712)	(318,365)
受益証券保有者との取引合計	(2,119,517)	(232,066)	(945,752)	(103,550)
運用による受益証券保有者に帰属す る純資産の変動および当期包括利 益/(損失)合計	2,739,302	299,926	(155,996)	(17,080)
期末現在残高	18,011,331	1,972,061	15,706,120	1,719,663

8ページから32ページ(訳注:原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2021年1月1日から2021年6月30日までの期間

(表示:米ドル)

注	2021年1月1日から 2021年6月30日までの期間 (未監査)		2020年1月1日から 2020年6月30日までの期間 (未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益/(損失)合計	2,739,302	299,926	(155,996)	(17,080)
調整:				
受取利息	7 (2)	(0)	(146)	(16)
運転資本変動前営業利益/(損失)	2,739,300	299,926	(156,142)	(17,096)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の(増加)/減少	(682,108)	(74,684)	856,528	93,781
未払費用およびその他債務の減少	(6,503)	(712)	(3,894)	(426)
利息受取額	2	0	146	16
営業活動から生じた正味現金	2,050,691	224,530	696,638	76,275
財務活動				
受益証券の販売による収入	681,985	74,671	1,963,560	214,990
受益証券の買戻しに係る支払額	(2,780,108)	(304,394)	(2,975,996)	(325,842)
財務活動に使用した正味現金	(2,098,123)	(229,723)	(1,012,436)	(110,852)
現金および現金同等物の純減少	(47,432)	(5,193)	(315,798)	(34,577)
期首現在の現金および現金同等物	73,692	8,069	347,054	37,999
期末現在の現金および現金同等物	3,11 26,260	2,875	31,256	3,422

8ページから32ページ(訳注:原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)は2015年5月22日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2015年6月30日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、下記の注記9(a)に記載されている投資戦略を採用することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

2021年6月30日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。2021年6月30日に終了した会計期間において、株式会社S M B C 信託銀行はサブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。受益証券は、日本の金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく公募として日本で募集された。

2 重要な会計方針

(a)法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に早期適用が可能となる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。これらの新規および改訂された基準はいずれも早期適用されていない。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである(1米ドル単位に四捨五入される。)

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2(e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。

H K F R S に準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R S の適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記12に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益の構成要素として認識される。

(d) 会計方針の変更

H K I C P A は、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのH K F R S の修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの経営成績および財政状態に関連する変更はない。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記13参照)。

(e) 金融商品

() 当初認識

サブ・ファンドは、下記()に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

()区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、FVTPLとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションを関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 管理会社にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- 回収のために保有する事業モデル：これには、受益証券販売未収金ならびに現金および現金同等物が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他の事業モデル：これには、非上場オープン・エンド型投資ファンドが含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、非上場オープン・エンド型投資ファンドへの投資を、F V T P Lで測定する金融資産または金融負債の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、受益証券販売未収金ならびに現金および現金同等物が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

()公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー/ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格 - すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告期間末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告期間末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

()減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

()認識の中止

サブ・ファンドは、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される取引、または、サブ・ファンドが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも保持しているわけでもないが当該金融資産に対する支配を保持していない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡する場合に、金融資産の認識を中止する。

サブ・ファンドは、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合に、金融負債の認識を中止する。

()相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

()組成された企業

組成された企業とは、誰が当該企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など)。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動
- 限られた範囲の十分に明確化された目的(例えば、組成された企業の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など)
- 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達(トランシェ)

経営陣は、サブ・ファンドのゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラストのサブ・トラストであるGS米国フォーカス・グロース(以下「投資先ファンド」という。)への投資(注記9(a)参照)が非連結の組成された企業への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記4参照)として分類されると考えている。投資先ファンドの投資目的は、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する成長企業である比較的少数の米国の発行体の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、資本関係のない資産管理者により管理されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

投資先ファンドは、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(以下「投資先ファンドの投資運用会社」という。)(注記9(a)参照)が判断する成長企業である比較的少数の米国の発行体の株式に投資する。投資先ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用することができる。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーの増加を伴う積極的な投資運用商品として利用される。投資先ファンドは、ロンドン、ニューヨークおよび東京における連邦銀行、州立銀行または地方銀行が営業を行っており、かつロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が営業を行っている日または投資先ファンドの投資運用会社が随時書面により指定するその他の日に保有者の選択により売却可能な、償還可能持分を発行することにより、その運用にかかる資金を調達し、保有者に投資先ファンド純資産の比例持分に相当する権利を与える。投資先ファンドは、公認証券取引所に上場または登録されていない。サブ・ファンドは、投資先ファンドの償還可能持分を保有するものの、投資先ファンドに出資は行っていない。2021年6月30日現在、サブ・ファンドは、投資先ファンドの償還可能持分価額合計の1.89%(2020年12月31日現在：2.22%)を保有していた。

投資先ファンドに対するサブ・ファンドの持分は、各募集要項の条件に従い、投資先ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。経営陣は、投資先ファンドの戦略および投資先ファンドの投資運用会社の全体的なクオリティの検討を含む、投資先ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益または損失」に含まれている。

(f) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g) 受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に損益に認識される。

(h) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息は含まれていない。

(i) 費用

サブ・ファンドの費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(j) 法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(k) 受益証券保有者による受益証券の買戻し

受益証券保有者は、香港、メキシコ、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および/または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を買戻すことができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(l) 発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- () サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- () サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- () その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドの買戻可能受益証券はこれらの条件を満たしており、資本として分類される。

受益証券の発行または買戻しに直接帰属する追加費用は、収入からの控除または取得原価の一部として資本に直接認識される。

(m) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- () サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- () サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- () サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- () 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。

- () 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- () 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- () 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- () 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- () 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- () (a)()で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2021年6月30日 (未監査) 米ドル	2020年12月31日 (監査済) 米ドル
銀行に対する当座預金	26,260	73,692

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2021年6月30日 (未監査) 米ドル	2020年12月31日 (監査済) 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：		
- 非上場オープン・エンド型投資ファンド - GS米国フォーカス・グロース・クラスI受益証券(累積型)(米ドル)	18,037,840	17,355,732

5 受益証券買戻未払金

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1ヶ月以内に決済される見込みである。

6 受益証券販売未収金

当該残高は販売された受益証券に関する受益証券保有者に対する債権(ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの)の金額を示している。当該残高は1ヶ月以内に決済される見込みである。

7 実効金利法を用いて計算された金利収益

	2021年1月1日から 2021年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル	2020年1月1日から 2020年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル
銀行残高に係る受取利息	2	146

8 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益 / (損失)

	2021年1月1日から 2021年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル	2020年1月1日から 2020年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：		
- 非上場オープン・エンド型投資ファンド - GS米国フォーカス・グロース・クラスI受益証券(累積型)(米ドル)	2,872,108	(6,528)
内：		
実現純利益	1,147,589	602,683
未実現純利益 / (損失)	1,724,519	(609,211)
	2,872,108	(6,528)

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含む、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、原ファンドのリスクおよびサブ・ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a)投資戦略

サブ・ファンドの投資目的は、主に、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する成長企業である比較的少数の米国の発行体の株式に直接的または間接的に投資することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。サブ・ファンドは、ケイマン諸島のアンブレラ型ユニット・トラストであるゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラストのサブ・トラストであるGS米国フォーカス・グロースに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

投資先ファンドは、投資先ファンドの純資産の投資および再投資に関する日々の運用・管理を行っている、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーにより運用されている。投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドから投資運用報酬を受け取る。

投資先ファンドの機能通貨は米ドルであり、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用する。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーの増加を伴う積極的な投資運用商品として利用される。

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b)ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてを投資先ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者が投資先ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家が投資先ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、投資先ファンドの金融商品のパフォーマンスと投資先ファンドの継続的な利用可能性、ならびに投資先ファンドの投資運用会社の事業の継続性に依存する。

(c)投資先ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドには投資先ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、投資先ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、投資先ファンドの投資運用会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

(i)投資先ファンドの信用リスク

投資先ファンドの次の資産(現金および現金同等物、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびに受益証券販売未収金)は、信用リスクにさらされていた。

()投資先ファンドの為替リスク

為替リスクは、投資先ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。投資先ファンドには、2021年6月30日および2020年12月31日現在、重要な為替リスクはなかった。

()投資先ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、投資先ファンドの投資運用会社が支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。

投資先ファンドの投資には集団投資スキームが含まれており、サブ・ファンドの買戻しにおいては、投資先ファンドに課されるよりも大きな制限が課される場合がある。これには、サブ・ファンドの買戻日について投資先ファンドがその受益証券保有者に提供する頻度よりも申し出ることのできる頻度が少ないことが含まれる。

投資先ファンドは、各営業日にその受益証券の販売および買戻しができるため、受益証券保有者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。投資先ファンドの受益証券の大量の買戻しにより、投資先ファンドは受益証券買戻に係る現金化よりも迅速に投資を現金化するよう要求される場合があるが、投資先ファンドは一般的な現金化のニーズを満たすのに十分な流動性のある投資を含めるよう管理されている。

()投資先ファンドの金利リスク

金利リスクは、投資先ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。投資先ファンドは、2021年6月30日に終了した会計期間および2020年12月31日に終了した会計年度において金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していなかった。

()投資先ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、投資先ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、投資先ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、投資先ファンドによって実行された未決済のデリバティブ契約には、外国為替先渡契約が含まれていた。投資先ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、投資先ファンドへの投資の公正価値に相当する。

(d)サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

()金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益をもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

()為替リスク

為替リスクは、サブ・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。サブ・ファンドには重要な外貨ポジションがない。経営陣は関連する重要なリスクがないと考えている。

()価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的に投資先ファンドに投資されるため、投資先ファンドの価格リスクにさらされる。投資先ファンドの相場価格が5%(2020年12月31日:5%)低下したならば、受益証券保有者に帰属する純資産および当該会計期間の包括利益合計が901,892米ドル(2020年12月31日:867,787米ドル)減少し、逆に5%上昇したならば、受益証券保有者に帰属する純資産が同額増加すると見積もられている。

(e)サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高を保管する保管銀行ならびに売却された投資に対する債権の投資先ファンドに対する信用リスクにさらされている。サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

2021年6月30日および2020年12月31日の時点で、サブ・ファンドの金融資産はすべて、投資先ファンドに配分されていた。投資先ファンドの投資運用会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーである。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じて、信用リスクに間接的にさらされている。

(f)サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を現金化することができるため、

サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクにさらされている。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日(注記2(k)に定義)後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドは非上場の投資ファンドに対する投資を保有しているが、これは受益証券買戻制限の対象となる場合がある。受益証券保有者は、各営業日に受益証券を買い戻してもらった権利を有している。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2021年6月30日および2020年12月31日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2021年6月30日(未監査)			合計 米ドル
	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	32,174	3,740	14,517	50,431
受益証券買戻未払金	5,078	-	-	5,078
合計	37,252	3,740	14,517	55,509

2020年12月31日(監査済)

	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	24,996	3,781	28,157	56,934
受益証券買戻未払金	244	-	-	244
合計	25,240	3,781	28,157	57,178

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2021年6月30日(未監査)

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
- 非上場オープン・エンド型投資 ファンド - GS米国フォーカ ス・グロス - クラスI受益証券 (累積型)(米ドル)	-	18,037,840	-	18,037,840

2020年12月31日（監査済）

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
- 非上場オープン・エンド型投資 ファンド - G S 米国フォーカ ス・グロース - クラスI 受益証券 (累積型)(米ドル)	-	17,355,732	-	17,355,732

2021年6月30日に終了した会計期間および2020年12月31日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。

() 公正価値以外で計上される金融商品

F V T P L で測定されない金融商品には、以下が含まれている。

i. 現金および現金同等物、受益証券販売未収金、受益証券買戻未払金ならびに未払費用およびその他債務。これらは、短期的な性質と相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

ii. 受益証券保有者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的に買戻しおよび発行する。したがって、受益証券保有者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数	
	2021年6月30日 (未監査)	2020年12月31日 (監査済)
2021年1月1日 / 2020年1月1日現在	1,000,658	1,126,846
受益証券の期中販売	36,720	225,073
受益証券の期中買戻し	(150,153)	(351,261)
2021年6月30日 / 2020年12月31日現在	887,225	1,000,658

2021年6月30日および2020年12月31日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されていた。

受益証券の1つのクラスの当初申込は、1口当たり10米ドルで行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2021年6月30日現在、サブ・ファンドの資本合計は18,011,331米ドル(2020年12月31日：17,391,546米ドル)であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、当期または過年度の会計年度に配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(b)純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

	2021年6月30日 (未監査) 米ドル	2020年12月31日 (監査済) 米ドル
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	18,024,864	17,405,140
期間差異の調整	(13,533)	(13,594)
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	18,011,331	17,391,546

評価目的上の受益証券数とHKFRSに従い報告された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

	2021年6月30日 (未監査)	2020年12月31日 (監査済)
評価目的上の発行済受益証券	887,225	1,000,658
期間差異の調整	-	-
財務書類において報告された発行済受益証券	887,225	1,000,658

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

- 管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.16%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
- 受託会社報酬： 受託会社は、純資産価額の200百万米ドルまでの部分についてはサブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求し、純資産価額の200百万米ドルを超える部分についてはサブ・ファンドの純資産価額の年率0.007%の報酬を請求する。最低の受託会社報酬は、年間15,000米ドルである。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。
- 管理事務代行会社報酬： 管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.07%を上限とする報酬(ただし、毎月2,800米ドルの最低報酬に服する。)を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
- 代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
- 財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成費用を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎年後払いされる。
- 専門家報酬： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2021年1月1日から 2021年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル		2020年1月1日から 2020年6月30日までの期間 (未監査) 米ドル		2020年12月31日 (監査済) 米ドル
	費用計上額	未払金	費用計上額	未払金	未払金
管理会社報酬	13,855	2,552	12,127	4,273	2,333
受託会社報酬	8,016	3,740	7,480	11,261	3,781
管理事務代行会社報酬	16,708	5,616	17,076	5,891	5,707
代行協会員報酬	866	160	758	141	146
財務書類作成費用	5,951	9,963	4,066	15,935	4,011
専門家報酬	2,238	1,122	2,244	3,378	1,135

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する管理事務代行会社の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2021年6月30日に終了した会計期間において、管理事務代行会社において保全されていた銀行残高から稼得した受取利息および銀行手数料はそれぞれ、2米ドル(2020年6月30日：146米ドル)および30米ドル(2020年6月30日：19米ドル)であった。

12 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)()に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

13 2021年6月30日に終了した会計期間において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは、2021年6月30日に終了した会計期間において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

I F R S 基準の年次改善2018-2020年サイクル

2022年1月1日

I A S 第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」

2023年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

「(1) 資産及び負債の状況」の財政状態計算書および注記 4 の項目を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,818万円）で、2021年7月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル(約1,409円)の記名式株式2万2株を発行済である。

(注) 香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル=14.09円）による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

(a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。

(b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。

(c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

(a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。

(b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない

場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行おう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法（以下「SFO」という。）第116条に従って、管理会社は、SFOの別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

本書の日付現在、管理会社の取締役は以下のとおりである。

ソン・リ氏は、CFAであり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのトップであり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのすべての活動の監督に責任を負う。リ氏は、26年を越える投資経験を有する。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループのトップである。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。

管理会社の取締役の住所は香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F（50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong）である。

取締役は変更されることがあり、受益者および潜在的な投資者は管理会社から現在の取締役の詳細を入手することができる。

管理会社は、2021年7月末日現在、44本のファンドを運用している。

管理会社が運用している44本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建	2,165,414,077米ドル
		円建	388,067,604,532円
		ユーロ建	31,897,327ユーロ
		英ポンド建	40,401英ポンド
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍 / 契約型 / オープン・エンド型	23本
		ケイマン籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1本
		アイルランド籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1本
		日本籍 / 証券投資信託 / オープン・エンド型 (委託会社に対する副運用会社として)	19本

(3) その他

管理会社については、2021年9月末日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.09円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書
2020年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2020年 香港ドル	2020年 円	2019年 香港ドル	2019年 円
売上高	2	40,012,764	563,779,845	39,835,244	561,278,588
受取利息		839,852	11,833,515	2,992,020	42,157,562
為替(差損)差益		(126,878)	(1,787,711)	135,570	1,910,181
その他の営業費用		(24,019,968)	(338,441,349)	(20,048,154)	(282,478,490)
税引前利益	3	16,705,770	235,384,299	22,914,680	322,867,841
法人税	4 (a)	(2,621,364)	(36,935,019)	(3,244,882)	(45,720,387)
当期利益		14,084,406	198,449,281	19,669,798	277,147,454
当期その他の包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		14,084,406	198,449,281	19,669,798	277,147,454

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2020年12月31日現在

(表示: 香港ドル)

	注記	2020年 香港ドル	2020年 円	2019年 香港ドル	2019年 円
非流動資産					
繰延税金資産	4 (c)	17,202	242,376	19,753	278,320
流動資産					
売掛金およびその他の資産	7	6,375,325	89,828,329	9,949,200	140,184,228
未収税金	4 (c)	623,061	8,778,929	-	-
現金および現金同等物	6	281,524,689	3,966,682,868	257,483,338	3,627,940,232
		288,523,075	4,065,290,127	267,432,538	3,768,124,460
流動負債					
買掛金および未払費用	8	18,587,209	261,893,775	7,921,181	111,609,440
未払税金	4 (c)	-	-	3,662,448	51,603,892
		18,587,209	261,893,775	11,583,629	163,213,333
純流動資産		269,935,866	3,803,396,352	255,848,909	3,604,911,128
純資産		269,953,068	3,803,638,728	255,868,662	3,605,189,448
資本および剰余金					
株式資本	9 (a)	2,000,200	28,182,818	2,000,200	28,182,818
剰余金		267,952,868	3,775,455,910	253,868,462	3,577,006,630
資本合計		269,953,068	3,803,638,728	255,868,662	3,605,189,448

2021年4月28日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

11ページから30ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2019年1月1日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
当期包括利益合計	-	19,669,798	19,669,798
2019年12月31日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662
2020年1月1日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662
当期包括利益合計	-	14,084,406	14,084,406
2020年12月31日現在残高	2,000,200	267,952,868	269,953,068
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2019年1月1日現在残高	28,182,818	3,299,859,176	3,328,041,994
当期包括利益合計	-	277,147,454	277,147,454
2019年12月31日現在残高	28,182,818	3,577,006,630	3,605,189,448
2020年1月1日現在残高	28,182,818	3,577,006,630	3,605,189,448
当期包括利益合計	-	198,449,281	198,449,281
2020年12月31日現在残高	28,182,818	3,775,455,910	3,803,638,728

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書
2020年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2020年 香港ドル	2020年 円	2019年 香港ドル	2019年 円
営業活動					
税引前利益		16,705,770	235,384,299	22,914,680	322,867,841
調整：					
受取利息		(839,852)	(11,833,515)	(2,992,020)	(42,157,562)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		15,865,918	223,550,785	19,922,660	280,710,279
売掛金およびその他の資産の減 少/(増加)		3,573,875	50,355,899	(2,450,828)	(34,532,167)
買掛金および未払費用の増加/ (減少)		10,666,028	150,284,335	(15,804,301)	(222,682,601)
営業から生じた正味現金		30,105,821	424,191,018	1,667,531	23,495,512
香港利得税支払額		(6,904,322)	(97,281,897)	(460,512)	(6,488,614)
営業活動から生じた正味現金		23,201,499	326,909,121	1,207,019	17,006,898
投資活動					
利息受取額		839,852	11,833,515	2,992,020	42,157,562
投資活動から生じた正味現金		839,852	11,833,515	2,992,020	42,157,562
現金および現金同等物の純増加		24,041,351	338,742,636	4,199,039	59,164,460
1月1日現在の現金および現金同 等物		257,483,338	3,627,940,232	253,284,299	3,568,775,773
12月31日現在の現金および現金同 等物	6	281,524,689	3,966,682,868	257,483,338	3,627,940,232

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2020年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定のHKFRSの修正を公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

多くの新しい基準が2020年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

(d) 財政状態計算書における表示の変更

過年度において、関連会社に対する債権/債務は、流動資産および流動負債にそれぞれ個別に表示されていた。2020年以降、かかる債権および債務は、売掛金およびその他の資産ならびに未払費用およびその他の未払金に統合されている。比較数値は、表示の変更に合わせて修正再表示されている。

(e) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(f) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(g) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(h) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金(注記1(1)()参照)控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

(i) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(j) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(k) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)()に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(1) 金融商品

() 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

(ii) 分類と事後測定

(A) 金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションを関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

(B)金融資産の分類

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

()認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

()相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

()減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
受取投資運用報酬	40,012,764	39,835,244
	<hr/>	<hr/>
	40,012,764	39,835,244
	<hr/>	<hr/>

3 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
支払管理報酬	6,456,764	4,666,331
支払サブ・マネージャー報酬	8,107,596	4,078,536
弁護士および専門家報酬	7,988,111	10,742,855
監査報酬	468,286	468,286
保管費用	332,108	-
印刷費	190,903	-
その他	476,200	92,146

4 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
当期税金費用 - 香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(20,001)	(19,989)
当期の香港利得税に対する引当金	2,638,814	3,261,875
繰延税金		
一時差異の発生および解消	2,551	2,996
	<u>2,621,364</u>	<u>3,244,882</u>

当期の香港利得税に対する引当金は、見積課税所得の16.5% (2019年：16.5%) で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
税引前利益	16,705,770	22,914,680
税率16.5% (2019年：16.5%)での税引前利益に係る想定税額	2,756,452	3,780,923
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(115,087)	(516,052)
過年度に係る超過引当金	(20,001)	(19,989)
実際の税金費用	2,621,364	3,244,882

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る(未収税金)/当期の課税は以下の通りである。

	注記	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
当期の繰越税金		3,662,448	881,075
利得税支払額		(6,904,322)	(460,513)
過年度に係る利得税に対する引当金残高		(20,001)	(19,989)
当期の香港利得税に対する引当金	4 (a)	2,638,814	3,261,875
		(623,061)	3,662,448

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	減価償却限度超過額 香港ドル	合計 香港ドル
2019年1月1日現在	22,749	22,749
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	(2,996)	(2,996)
2019年12月31日現在	19,753	19,753
2020年1月1日現在	19,753	19,753
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	(2,551)	(2,996)
2020年12月31日現在	17,202	19,753

2020年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2019年：ゼロ)。

5 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2(取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	7,478,000	7,478,000
変動賞与	9,277,210	8,494,866
株式報酬	2,227,319	2,131,543
退職制度への拠出額	750,500	740,100
	<hr/> 19,733,029	<hr/> 18,844,509

6 現金および現金同等物

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
当座預金	281,524,689	257,483,338
	<hr/> 281,524,689	<hr/> 257,483,338

7 売掛金およびその他の資産

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
未収投資運用報酬	6,008,164	5,444,468
未収弁護士および専門家報酬	236,399	3,731,358
その他	130,762	773,374
	<hr/> 6,375,325	<hr/> 9,949,200

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

8 買掛金および未払費用

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	-	580,425
未払弁護士および専門家報酬	4,884,580	4,840,130
監査報酬	460,648	460,648
その他の未払金	13,241,981	2,039,978
	<hr/>	<hr/>
	18,587,209	7,921,181

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務がゼロ香港ドル(2019年：580,425香港ドル)含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

9 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2020年		2019年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2020年12月31日現在の資本金額は269,953,068香港ドル(2019年：255,868,662香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。

取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

10 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	40,012,764	39,835,244
支払報酬			
支払サブ・マネージャー報酬	()	6,967,624	1,900,215

() 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)(2020年10月6日に償還)
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)(2020年6月5日に償還)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)
- JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)

- 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- マルチ・アセット・システムティック・ストラテジーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ41」という。)(2020年10月15日に設定)
- 償還時目標設定型ファンド1903(以下「ファンド・シリーズ42」という。)
- フレキシベータ・ファンド(V T 5 ディフェンシブおよびV T 10アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)
- 米ドル建てシティグループ・ノート・リターン・リファリング・ザ・ハイ・ウォーターマーク・オブ・グローバル・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ44」という。)(2020年1月21日に設定)
- グローバル・マルチ・セマティック・エクイティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ45」という。)(2020年10月30日に設定)
- 米国エクイティ・イントラデイ・モメンタム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ46」という。)(2020年12月15日に設定)
- C G M Y L インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「C G M Y L」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「K A M」という。)

() 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ14、18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、C G M Y L およびK A Mの受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

() 当社とシリーズ19、39および45のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ50%、55%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2020年12月31日現在においてシリーズ19、39および45のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、6,967,624香港ドル(2019年:1,900,215香港ドル)であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2020年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、6,456,764香港ドル(2019年:4,666,331香港ドル)であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記5に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
経営幹部の報酬	19,733,029	18,844,509

特定の経営幹部に対する報酬の開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

11 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の流動性リスク管理プロセスは、連結親会社およびブローカー・ディーラーの流動性および資金調達プロセスならびに流動性監視フレームワークに統合されている。シティグループの方針では、連結親会社およびブローカー・ディーラー(当社が事業を行っている会社)は、強固な流動性ポジションを維持し、予想および予想外の現在および将来のキャッシュ・フローと担保のニーズの両方を満たすのに十分なキャッシュ・フローを確保する必要がある。

2020年12月31日および2019年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、2020年に定期預金を保有しておらず、現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲での金利リスクに対するエクスポージャーは重要ではない。当社は、2019年に当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされていた。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2020年		2019年	
	税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	-	-	-	-
- 減少	-	-	(0.33)%	(831,600)

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2020年			2019年		
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	3,609	727,218	7,932,630	2,989	627,403	4,228,327
売掛金およびその他の 資産	-	4,356,006	2,008,536	-	12,878,693	3,612,104
買掛金および未払費用	-	(5,970,427)	(9,507,160)	-	(4,605,786)	(2,020,756)
正味エクスポージャー	3,609	(887,203)	434,006	2,989	8,900,310	5,819,675

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬間的な変動を表している。

	2020年		2019年	
	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル
豪ドル	5.13%	185	-	-
	-	-	(4.35)%	(130)
日本円	5.26%	(46,627)	5.77%	513,516
	-	-	-	-

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2019年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2020年12月31日および2019年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

12 直接の親会社および最終的な支配会社

2020年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成している

が、公衆の閲覧に供されていない。2020年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

13 公表されているが2020年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2020年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正および新基準、HKFRS第17号「保険契約」を公表した。本変更には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する

会計期間より適用

HKFRS第9号、HKAS第39号、HKFRS第7号、HKFRS第4号およびHKFRS第16号の修正「金利指標改革 - フェーズ2」	2021年1月1日
HKFRS第3号の修正「概念フレームワークへの参照」	2022年1月1日
HKAS第16号の修正「有形固定資産：意図された使用の前に発生する利益」	2022年1月1日
HKAS第37号の修正「不利な契約 - 契約の履行のコスト」	2022年1月1日
HKFRSの年次改善2018年 - 2020年サイクル	2022年1月1日
HKAS第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」	2023年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2020

(Expressed in Hong Kong dollars)

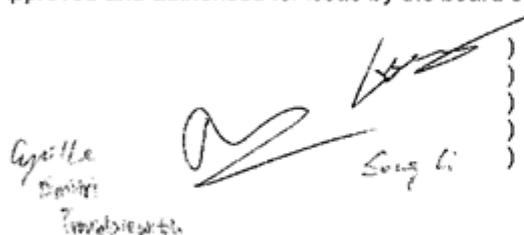
	Note	2020 \$	2019 \$
Turnover	2	40,012,764	39,835,244
Interest income		839,852	2,992,020
Foreign exchange (loss)/gain		(126,878)	135,570
Other operating expenses		<u>(24,019,968)</u>	<u>(20,048,154)</u>
Profit before taxation	3	16,705,770	22,914,680
Income tax	4(a)	<u>(2,621,364)</u>	<u>(3,244,882)</u>
Profit for the year		14,084,406	19,669,798
Other comprehensive income for the year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total comprehensive income for the year		<u>14,084,406</u>	<u>19,669,798</u>

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020**Statement of financial position as at 31 December 2020**
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2020 \$	2019 \$
Non-current asset			
Deferred tax assets	4(c)	<u>17,202</u>	<u>19,753</u>
Current assets			
Accounts receivable and others assets	7	6,375,325	9,949,200
Tax receivable	4(c)	623,061	-
Cash and cash equivalents	6	<u>281,524,689</u>	<u>257,483,338</u>
		<u>288,523,075</u>	<u>267,432,538</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	8	18,587,209	7,921,181
Tax payables	4(c)	-	3,662,448
		<u>18,587,209</u>	<u>11,583,629</u>
Net current assets		<u>269,935,866</u>	<u>255,848,909</u>
NET ASSETS		<u>269,953,068</u>	<u>255,868,662</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	9(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>267,952,868</u>	<u>253,868,462</u>
TOTAL EQUITY		<u>269,953,068</u>	<u>255,868,662</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on 28 APR 2021



) Directors

Agille
 Director
 董事

Song Li
 Director
 董事

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020**Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2020***(Expressed in Hong Kong dollars)*

	<i>Share capital</i> \$	<i>Retained earnings</i> \$	<i>Total</i> \$
Balance at 1 January 2019	2,000,200	234,198,864	236,198,864
Total comprehensive income for the year	-	19,669,798	19,669,798
Balance at 31 December 2019	<u>2,000,200</u>	<u>253,868,462</u>	<u>255,868,662</u>
Balance at 1 January 2020	2,000,200	253,868,462	255,868,662
Total comprehensive income for the year	-	14,084,406	14,084,406
Balance at 31 December 2020	<u>2,000,200</u>	<u>267,952,868</u>	<u>269,953,068</u>

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of cash flows for the year ended 31 December 2020 (Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2020 \$	2019 \$
Operating activities			
Profit before taxation		16,705,770	22,914,680
Adjustment for:			
Interest income		<u>(839,852)</u>	<u>(2,992,020)</u>
Operating cashflow before changes in working capital		15,865,918	19,922,660
Decrease/(increase) in accounts receivable and other assets		3,573,875	(2,450,828)
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses		<u>10,666,028</u>	<u>(15,804,301)</u>
Net cash generated from operations		<u>30,105,821</u>	<u>1,667,531</u>
Hong Kong profits tax paid		<u>(6,904,322)</u>	<u>(460,512)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>23,201,499</u>	<u>1,207,019</u>
Investing activity			
Interest received		<u>839,852</u>	<u>2,992,020</u>
Net cash generated from investing activity		<u>839,852</u>	<u>2,992,020</u>
Net increase in cash and cash equivalents		24,041,351	4,199,039
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>257,483,338</u>	<u>253,284,299</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	6	<u>281,524,689</u>	<u>257,483,338</u>

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain amendments to HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

1 Significant accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

A number of new standards are effective from 1 January 2020 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Change in presentation of statement of financial position

In prior years, Amounts due from/to affiliated companies were presented separately under Current assets and Current liabilities. From 2020 onwards, such receivable and payable have been consolidated into Accounts receivable and other assets as well as Accrued charges and other payables. The comparative figures have been restated to conform with the revised presentation.

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(f) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

1 Significant accounting policies (continued)

(g) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(h) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(l)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(i) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

1 Significant accounting policies (continued)

(j) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(k) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
- (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

1 Significant accounting policies (continued)

- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(f) *Financial instruments*

(i) Initial recognition

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

1 Significant accounting policies (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement

(A) Classification of financial assets

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

(B) Classification of financial assets

Loans and receivables

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

1 Significant accounting policies (continued)*Credit-impaired financial assets*

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2020	2019
	\$	\$
Investment management fee income	40,012,764	39,835,244
	<u>40,012,764</u>	<u>39,835,244</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020**3 Profit before taxation**

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2020	2019
	\$	\$
Management fee expenses	6,456,764	4,666,331
Sub-manager fee expenses	8,107,596	4,078,536
Legal and professional fee	7,988,111	10,742,855
Auditors' remuneration	468,286	468,286
Custody expenses	332,108	-
Printing expenses	190,903	-
Others	476,200	92,146
	<u>476,200</u>	<u>92,146</u>

4 Income tax**(a) Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:**

Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

	2020	2019
	\$	\$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior year	(20,001)	(19,989)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	2,638,814	3,261,875
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	2,551	2,996
	<u>2,621,364</u>	<u>3,244,882</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2019: 16.5%) of the estimated assessable profits.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020**4 Income tax (continued)****(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:**

	2020	2019
Profit before taxation	<u>16,705,770</u>	<u>22,914,680</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2019: 16.5%)	2,756,452	3,780,923
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(115,087)	(516,052)
Over-provision in respect of prior year	<u>(20,001)</u>	<u>(19,989)</u>
Actual tax expense	<u>2,621,364</u>	<u>3,244,882</u>

(c) Income tax in the statement of financial position represents:*(Tax receivable)/Current taxation in the statement of financial position represents:*

	Note	2020 \$	2019 \$
Current taxation bought forward		3,662,448	881,075
Profits Tax Paid		(6,904,322)	(460,513)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years		(20,001)	(19,989)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	4(a)	<u>2,638,814</u>	<u>3,261,875</u>
		<u>(623,061)</u>	<u>3,662,448</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020**4 Income tax (continued)***Deferred tax assets recognised:*

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	<i>Depreciation in excess of the related depreciation allowances</i>	<i>Total</i>
	\$	\$
At 1 January 2019	22,749	22,749
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	<u>(2,996)</u>	<u>(2,996)</u>
At 31 December 2019	<u>19,753</u>	<u>19,753</u>
At 1 January 2020	19,753	19,753
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	<u>(2,551)</u>	<u>(2,996)</u>
At 31 December 2020	<u>17,202</u>	<u>19,753</u>

As at 31 December 2020, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2019: \$Nil).

5 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2020	2019
	\$	\$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	7,478,000	7,478,000
Discretionary bonuses	9,277,210	8,494,866
Share based payments	2,227,319	2,131,543
Retirement scheme contributions	<u>750,500</u>	<u>740,100</u>
	<u>19,733,029</u>	<u>18,844,509</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020**6 Cash and cash equivalents**

	2020 \$	2019 \$
Cash at bank	<u>281,524,689</u>	<u>257,483,338</u>

7 Accounts receivable and other assets

	2020 \$	2019 \$
Investment management fee receivable	6,008,164	5,444,468
Legal and professional fee receivable	236,399	3,731,358
Others	130,762	773,374
	<u>6,375,325</u>	<u>9,949,200</u>

All of the above fee receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

8 Accounts payable and accrued expenses

	2020 \$	2019 \$
Sub-manager fee payable	-	580,425
Legal and professional fee payable	4,884,580	4,840,130
Audit fee	460,648	460,648
Other payable	13,241,981	2,039,978
	<u>18,587,209</u>	<u>7,921,181</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$Nil (2019: \$580,425). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Cligroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

9 Share capital

(a) Issued share capital

	2020		2019	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2020 was \$269,953,068 (2019: \$255,868,662).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance.

The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020**10 Material related party transactions**

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Fee income and expenses

	Note	2020 \$	2019 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	40,012,764	39,835,244
Fee expenses			
Sub-manager fee expenses	(iii)	<u>6,967,624</u>	<u>1,900,215</u>

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14") (Terminated on 6 Oct 2020)
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26") (Terminated on 5 Jun 2020)
- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")

10 Material related party transactions (continued)

- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39")
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- Multi Asset Systematic Strategies Fund ("Fund Series 41") (Launched on 15 Oct 2020)
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42")
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43")
- USD Denominated Citigroup Note, Return Referring the High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund ("Fund Series 44") (Launched on 21 Jan 2020)
- Global Multi-Thematic Equity Fund ("Fund Series 45") (Launched on 30 Oct 2020)
- US Equity Intraday Momentum Fund ("Fund Series 46") (Launched on 15 Dec 2020)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

(ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 14, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, CGMYL and KAM, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

(iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19, 39 and 45, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50%, 55% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19, 39 and 45 as at 31 December 2020 amounted to \$6,967,624 (2019: \$1,900,215).

10 Material related party transactions (continued)**(b) Management fee expenses**

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2020 amounted to \$6,456,764 (2019: \$4,666,331).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 5, there were no other key management personnel emoluments.

	2020 \$	2019 \$
Key management personnel emoluments	<u>19,733,029</u>	<u>18,844,509</u>

Amounts disclosed emoluments to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

11 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

11 Financial instruments (continued)**(b) Liquidity risk**

The Company's liquidity risk management process is integrated into the Consolidated Parent Company and Broker Dealer liquidity and funding process and liquidity monitoring framework. Citigroup policy requires Consolidated Parent Company and Broker Dealer (which the Company operating within) to maintain a strong liquidity position and ensure sufficient cash flows to meet both expected and unexpected current and future cash flow and collateral needs.

At 31 December 2020 and 31 December 2019, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8.

(c) Interest rate risk

The Company does not have any fixed deposits in 2020 which the exposure to interest rate risk to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents is insignificant. The Company was exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents in 2019.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2020		2019	
	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$
Changes in interest rate				
- Increase	-	-	-	-
- Decrease	-	-	(0.33)	(831,600)

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

11 Financial instruments (continued)

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2020			2019		
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	3,609	727,218	7,932,630	2,989	627,403	4,228,327
Accounts receivable and other assets	-	4,356,006	2,008,536	-	12,878,693	3,612,104
Accounts payable and accrued expenses	-	(5,970,427)	(9,507,160)	-	(4,605,786)	(2,020,756)
Overall net exposure	3,609	(887,203)	434,006	2,989	8,800,310	5,819,675

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(ii) Sensitivity analysis

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2020		2019	
	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Increase/ (decrease) on profit before tax \$
Australian dollars	5.13	185	-	-
	-	-	(4.35)	(130)
Japanese Yen	5.26	(46,627)	5.77	513,516
	-	-	-	-

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2019.

11 Financial instruments (continued)**(e) Fair values of financial assets and liabilities**

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2020 and 31 December 2019.

12 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2020, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2020 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

13 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2020

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and a new standard, HKFRS 17, *Insurance contracts*, which are not yet effective for the year ended 31 December 2020 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKFRS 9, HKAS 39, HKFRS 7, HKFRS 4 and HKFRS 16, <i>Interest Rate Benchmark Reform — Phase 2</i>	1 January 2021
Amendments to HKFRS 3, <i>Reference to the Conceptual Framework</i>	1 January 2022
Amendments to HKAS 16, <i>Property, Plant and Equipment: Proceeds before Intended Use</i>	1 January 2022
Amendments to HKAS 37, <i>Onerous Contracts - Cost of Fulfilling a Contract</i>	1 January 2022
Annual Improvements to HKFRSs 2018-2020 Cycle	1 January 2022
Amendments to HKAS 1, <i>Classification of Liabilities as Current or Non-current</i>	1 January 2023

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

(前略)

(注1) 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2021年4月末日現在、トラストは、ファンドを含む24本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(注2) 用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

<訂正後>

(前略)

(注1) 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2021年7月末日現在、トラストは、ファンドを含む23本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(注2) 用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

株式会社S M B C 信託銀行(以下「S M B C 信託銀行」または「販売会社」という。)

東京都港区西新橋1丁目3番1号

ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

(注1) 販売会社の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

(注2) インターネット取引での申込みについては、販売会社に照会のこと。

(注3) 上記S M B C 信託銀行の本店住所は、2021年7月5日付で東京都千代田区丸の内一丁目3番2号に変更の予定である。

<訂正後>

株式会社S M B C 信託銀行(以下「S M B C 信託銀行」または「販売会社」という。)

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

(注1) 販売会社の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

(注2) インターネット取引での申込みについては、販売会社に照会のこと。

(12) その他

<訂正前>

(前略)

(ニ) 日本以外の地域における発行

サブ・ファンドの受益証券は、日本における募集と並行して、日本国外において募集されることがある。

(ホ) 米国の課税

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(二) 日本以外の地域における発行

サブ・ファンドの受益証券は、日本における募集と並行して、日本国外において募集されることがある。

サブ・ファンドは、欧州経済領域（「EEA」）または連合王国（「英国」）における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

(a) 「一般投資者」との用語は、(1) (EEAの目的のため)次に掲げる()から()のいずれかである者(またはこれらの複数に該当する者)ならびに(2) (英国の目的のために)2018年欧州連合離脱法に基づく英国国内法の一部を形成する、規則(EU)1286/2014(その後の改正を含む。)をいう。

()指令2014/65/EU(その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。)第4(1)条第11号において定義される一般顧客。

()指令(EU)2016/97(その後の改正を含み、以下「保険販売業務指令」という。)の意味における顧客(かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。)

()規則(EU)2017/1129(その後の改正を含み、以下「目論見書規則」という。)において定義される適格投資者でない者。

(b) 「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。

「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含む。)第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

(ホ) 米国の課税

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

() 資本金の額

< 訂正前 >

(前略)

また、管理会社の純資産の額は、2021年4月末日現在、276,799,202香港ドル（約39億円）であった。

(注) 香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル = 14.03円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

< 訂正後 >

(前略)

また、管理会社の純資産の額は、2021年7月末日現在、282,926,864香港ドル（約40億円）であった。

(注) 香港ドルの円換算額は、便宜上、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル = 14.09円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

() 大株主の状況

< 訂正前 >

(2021年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

< 訂正後 >

(2021年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

(6) 監督官庁の概要

< 訂正前 >

(前略)

ケイマン諸島データ保護法

(中略)

受託会社は、管理会社と共に、DPAの下での受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者と関連する個人）のデータ保護権利を概説する書類（以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。）を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は投資者に入手可能となる。

(中略)

サブ・ファンドへの投資によりおよび/またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連するデータ保護権利および義務の概略を提供するとみなされることを承知したものとする。

DPAの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPAの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

< 訂正後 >

(前略)

ケイマン諸島データ保護法

(中略)

受託会社は、管理会社と共に、DPAの下での受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者と関連する個人）のデータ保護権利を概説する書類（以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。）を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は、本書の別紙Bに含まれている。

(中略)

サブ・ファンドへの投資によりおよび/またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したこと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連する投資者のデータ保護権利および義務の概略を提供することを承知したものとする。申込書類には関連する表明保証が含まれている。

DPAの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPAの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

2 投資方針

(3) 運用体制

< 訂正前 >

(前略)

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて26年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

< 訂正後 >

(前略)

本書の日付現在、管理会社の取締役は以下のとおりである。

ソン・リ氏は、CFAであり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのトップであり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのすべての活動の監督に責任を負う。リ氏は、26年を超える投資経験を有する。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループのトップである。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。

管理会社の取締役の住所は香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)である。

取締役は変更されることがあり、受益者および潜在的な投資者は管理会社から現在の取締役の詳細を入手することができる。

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

サブ・ファンドに関連するリスク

(中略)

早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還する場合がある。

投資戦略に関連するリスク

(中略)

流動性リスク管理

(中略)

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、リスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

(中略)

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には、広範囲にわたる法律、規制および証拠金要件が適用される。さらに、米国証券取引委員会および取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に臨時措置（例えば、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的实施、日々の価格制限の設定および取引の停止を含む。）を講じる権限を付与されている。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、変化の激しい法律分野であり、政府および司法機関の措置により変更される場合がある。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドおよび投資先ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなるおそれがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および/または外国の法律または規制は、サブ・ファンドおよび/または投資先ファンドに悪影響を及ぼす形で変更される場合がある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となる可能性がある。受託会社および管理会社は、法律またはその解釈の変更による悪影響を制限または防止するための措置（サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含むが、これらに限られない。）を講じる権利を留保する。

デリバティブ規制

(中略)

ボルカー・ルール

(中略)

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように企図された、一定の変更（サブ・ファンドが設立された条件を含む。）を適合期限以前にトラストに対して行った。ただし、ボルカー・ルールは、比較的新しい法制度であり、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従ってサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に不可能であるまたは不可能になると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「トラストまたはサブ・ファンドの

終了」と題する項を参照されたい。サブ・ファンドの終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の特定の取引を認められない可能性がある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

利益相反

（中略）

投資先ファンドに関するリスク

（中略）

法務、税務および規制上のリスク、投資先ファンド受益者に関する情報開示

（中略）

さらに、最近制定された法律（ドッド・フランク法および当該法律に基づき策定が必要になる規則を含む。）については重大な不確定要素があり、このため当該法律が最終的に投資先ファンドおよび投資先ファンドが直接また間接的に取引および投資を行う市場に及ぼす影響について完全には把握できない。当該不確定要素およびこの結果生じる混乱自体が、市場の効率的な機能および一部の投資戦略の成功に弊害をもたらす得る。投資先ファンドの存続期間中に予想される法律、税制および規制上の変更に加えて、予測されない変更が行われる場合もある。ヘッジ・ファンド、投資アドバイザーおよびこれらが利用する投資商品（デリバティブを含むがこれに限定されない。）に対する法律、税制および規制に関する環境は、常に変化している。さらに、投資先ファンドの取引戦略遂行能力は、GSグループのその他の活動のために賦課される要件（GSグループがBHCとして規制を受けることを選択した結果として賦課される要件を含むが、これに限定されない。）または一定の投資先ファンド受益者もしくは一定のタイプの投資先ファンド受益者による投資先ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの投資先ファンドに適用される規制要件の追加、または変更により、悪影響を受ける可能性がある。この点については、下記「銀行持株会社としての規制」および下記「ボルカー・ルール」の項をご参照されたい。GSグループおよび/または投資先ファンドに適用ある現行規則への変更または新規則は、投資先ファンドに重大な悪影響（投資先ファンドに対する重大な税金もしくはその他の費用を課すこと、投資先ファンドの組成もしくは運営方法の重大な変更を要求すること、または投資先ファンドをその他の方法により制限することを含むが、これらに限定されない。）を与える可能性がある。

さらに、税法は常に変更されており、遡及的に変更される可能性もある。さらに、課税当局による税法の解釈および適用は、明確性、一環性または透明性に欠ける場合がある。その結果、米ドル建て受益証券の申込み、買戻しまたは交換が発生した時点における投資先ファンドの純資産価額は、過去の実現または未実現利益に対するものを含む投資先ファンドの直接または間接の税債務（遡及的に課せられる税債務を含む。）を正確に反映しない場合がある。

各種報告要件が充足されない限り、米国を源泉とする利息または配当の投資先ファンドへの支払いの一部（およびその他の類似の支払い）および2016年12月31日後に米国を源泉とする利息または配当を創出する可能性がある資産の売却またはその他の処分から生じる総手取金の支払いの一部に対して、30%の源泉徴収税が課せられることになる。特に、投資先ファンドが投資先ファンド受益者から一定の情報を入手し、かつ、投資先ファンドがケイマン諸島税務情報局または米国内国歳入庁に当該情報の一部を開示する場合に、これらの報告要件を充足することができる。要求される情報を投資先ファンド受益者が提供しない場合、2016年12月31日後に投資先ファンドにより行われる買戻金または分配の支払いの全部または一部に対して、この源泉徴収税が課せられる可能性がある。投資先ファンドがこの源泉徴収税を課せられないという保証はない。

さらに、投資先ファンドの受託会社、投資運用会社もしくはそれらの関係会社、および/または投資先ファンドの受託会社もしくは投資運用会社の業務提供会社もしくは代理人は、随時、投資先ファンドが保有する投資対象、投資先ファンド受益者の名称および受益権のレベルを含むが、これに限定されない投資先ファンドおよび投資先ファンド受益者に関する一定の情報を（ ）開示当事者に対して管轄権を有し、もしくは管轄権を主張する法域の一もしくは複数の規制当局および/もしくは税務当局、もしくは投資先ファンドが直接もしくは間接的に投資を行う法域の一もしくは複

数の規制当局および税務当局、ならびに/または()投資運用会社もしくは投資先ファンドの一もしくは複数の取引相手方もしくは業務提供者に対して、開示するよう要請され、または、自らの単独の裁量により、開示するのが望ましいと判断することがある。

ボルカー・ルール

2010年7月に、米国ドッド-フランクウォール・ストリート改革および消費者保護法(改訂を含む。)(同法に基づき制定される規則と共に総称して「ドッド・フランク法」という。)が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。米国の金融規制当局は、2013年12月10日にボルカー・ルールの法的機能を執行するための最終的な規則を發布した。ドッド・フランク法に従い、ボルカー・ルールは2012年7月21日に発効した。ただし、米国連邦準備制度の地区連銀委員会(以下「連邦準備制度理事会」という。)は、金融機関に対し2015年7月21日までボルカー・ルールおよびその最終規則の遵守を義務付けない旨を規定した命令を發布している。2014年12月18日に、連邦準備制度理事会は、2013年12月31日より前に開始された対象ファンド(カバード・ファンド)および外国ファンド(投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの一部を含む。)への投資および関係について、2016年7月21日まで遵守期限を延期する旨の追加的な命令を發布し、また、当該対象ファンド(カバード・ファンド)への投資および関係について、遵守期限をさらに1年間、すなわち2017年7月21日まで延長する意向があることも表明した。

ボルカー・ルールに基づき、GSグループは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関(GSグループおよびその関連会社を含む。)が、金融機関の関連会社が運営するヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンド、または当該ヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関連会社が、関連会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引(デリバティブ取引および保証を含む。)を含む。さらに、ボルカー・ルールは、GSグループおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。投資先ファンドが重大な範囲においてGSグループとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果GSグループおよび投資先ファンド間の対象取引の禁止は、投資先ファンドに重大な影響を与えるとは予想されない。

さらに、ボルカー・ルールは、GSグループが、投資先ファンドの総発行済持分およびその公正市場価格の3%超を所有することを禁止している。また、ボルカー・ルールは、金融機関(GSグループを含む。)が、当該金融機関およびその顧客、取引先もしくは取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するような一定の行為、または当該金融機関が直接もしくは間接的に高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエクスポージャーを有することになる一定の行為に従事することを禁止している。ただし、当該禁止が最終的にGSグループおよび投資先ファンドにどのように影響するかという点は著しく不透明なままである。

GSグループの方針および手法は、GSグループの取引活動および投資活動(投資先ファンドに関する活動を含む。)におけるこのような重大な利益相反ならびに高リスク資産および高リスク取引に対するエクスポージャーが特定され、かつ限定されるように設計されている。ボルカー・ルールを施行する規制当局が、かねて示唆していたように、これらの問題に対応するためのベストプラクティスに関するガイダンスを策定した場合、GSグループの方針および手法は、かかるガイダンスを考慮するために修正または変更される可能性がある。GSグループの方針および手法により課せられ、またはボルカー・ルールの施行当局により課せられる要件もしくは制限は、投資先ファンドに重大な悪影響を与える可能性がある。とりわけ、当該要件または制限により投資先ファンドが上記の投資および投資戦略の一部を控え、他の措置を講じ、または回避する可能性があり、そのような対応が投資先ファンドに不利益を与える可能性がある。

(中略)

投資先ファンド・アンブレラおよび受益証券クラスにおける負債の分離

（中略）

投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの資産および負債は、投資先ファンド・アンブレラの一定のクラス受益証券のみに帰属する。例えば、投資先ファンド・アンブレラのクラス受益証券は、様々な通貨で表示され、ゴールドマン・サックスは、投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドのクラス受益証券の外国為替エクスポージャーをヘッジするため、為替関連取引を締結する。当該取引の費用および経費は、第三者、特に債権者（すなわち為替先渡取引相手）については、関連あるクラスに割り当てられる一方、他の条件について特定の取引相手と合意した場合を除き、当該負債が投資先ファンド・アンブレラの特定のクラス受益証券に帰属するにもかかわらず、該当する投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドは単一の資産プールとしてみなされ、全体として、当該負債一切について責任を有することがある。

受益証券の流動性の制限

（中略）

法律顧問

投資先ファンドの受託会社、投資先ファンド・アンブレラ、投資運用会社、投資先ファンドの総販売会社およびそれらの一部の関係会社は、助言を与える各法律顧問（以下「法律顧問」という。）を起用している。これらの者の代理につき、各法律顧問は、投資先ファンド受益者を代表したことはなく、また代表するものではない。投資先ファンドは、投資先ファンド受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

ERISAおよびその他給付プランに関する留意事項

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

サブ・ファンドに関連するリスク

（中略）

早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還する可能性がある。

クラス間債務

将来、受益証券の追加のクラスが発行されることがある。あるクラスの受益証券保有者は、他のクラスの資産に関していかなる権利も有しない。ただし、特定のクラス受益証券の債務が当該クラスに帰属する資産を超過した場合、サブ・ファンドの債権者は、他のクラス受益証券に帰属する資産に遡求することができる。したがって、受益証券のあるクラスに帰属する債務は、その特定の受益証券クラスに限定されず、一または複数の他の受益証券クラスに帰属する資産から支払うことを要求される場合があるリスクがある。

投資戦略に関連するリスク

（中略）

流動性リスク管理

（中略）

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、管理会社のリスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

（中略）

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には、広範囲にわたる法律、規制および証拠金要件が適用される。さらに、米国証券取引委員会および取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に臨時措置（例えば、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的実施、日々の価格制限の設定および取引の停止を含む。）を講じる権限を付与されている。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、変化の激しい法律分野であり、政府および司法機関の措置により変更される場合がある。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドおよび投資先ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなるおそれがある。

異例かつ予測不可能な事由

異例かつ予測不可能な事由に起因して生じる、例えばインフレ率を含む経済状況、産業の状況、競争、技術開発、政治上および外交上の事由および傾向、税法ならびにその他多数の要因の変化は、サブ・ファンドおよび/または投資先ファンドのリターンに多大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況のいずれも、受託会社または管理会社の支配の及ばないものである。サブ・ファンドおよび/または投資先ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場における予期せぬ変動性または流動性は、管理会社および/または投資運用会社のサブ・ファンドおよび/または投資先ファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、サブ・ファンドに損失を被らせる可能性がある。経済上および/または政治上の不安定は、資産価格に悪影響を及ぼす可能性があり、法律上、財政上および規制上の変更をもたらすことがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および/または外国の法律または規制は、サブ・ファンドおよび/または投資先ファンドに悪影響を及ぼす形で変更される場合がある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となる可能性がある。受託会社および管理会社は、法律またはその解釈の変更による悪影響を制限または防止するための措置（サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含むが、これらに限られない。）を講じる権利を留保する。

コロナウイルス

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の拡大がパンデミックであると宣言した。新型コロナウイルス感染症の多くの症例が世界中で記録されている。

新型コロナウイルス感染症の影響を完全に予測することは不可能であるが、この流行は、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性が高い。過去において、伝染病の広範囲にわたる拡大は、投資感情に影響を及ぼし、世界市場において散発性の変動性を生じさせてきた。当該影響は、特に新型コロナウイルス感染症の検出された症例の世界的な分布に応じて、セクター、事業および国家経済の間で不均等に分布される。航空、製造、小売りおよび観光を含む一部のセクターが現時点において最も悪影響を受けているとみられるが、新型コロナウイルス感染症を抑制することができない場合、その他のセクターも間違いなく影響を受けることになる。

影響を受ける地域において行われ、またはかかる地域の供給者もしくは顧客に依存している事業に対する新型コロナウイルス感染症の財務上の影響が広く報告されている。影響を受ける事業は、さまざまな財務上の影響に直面することがある。事業活動の低迷は、流動性に悪影響を及ぼすことがある。また、運転資金の調達先が停止され、財務制限条項への違反が生じ、不履行事由が発生し、および/または、終了時支払金もしくは不履行に関するその他の偶発債務が発動される状況となった場合、支払能力に関する懸念が悪化する可能性がある。

したがって、世界の金融市場またはいずれかの投資先が事業を行う国家もしくは地域の経済における当該マイナスの変化は、サブ・ファンドの事業またはいずれかの投資先の事業に重大な悪影響を及ぼすことがある。

特に、世界保健機関または地域もしくは国家の当局は、サブ・ファンドまたはいずれかの投資先の事業運営に重大な中断を生じさせる可能性のある措置を勧告し、または発動することがある。

新型コロナウイルス感染症の発生、その期間、強度および影響の全貌は不確実であり、結果として生じる経済の減速および/または市場におけるマイナス方向の企業の業況感、受託会社、管理

会社、サブ・ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状態に長期にわたる悪影響を及ぼすことがある。

デリバティブ規制

（中略）

ボルカー・ルール

（中略）

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように企図された、一定の変更（サブ・ファンドが設立された条件を含む。）を適用期限以前にトラストに対して行った。ただし、ボルカー・ルールについては、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従ってサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に不可能であるまたは不可能になると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「トラストまたはサブ・ファンドの終了」と題する項を参照されたい。サブ・ファンドの終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の特定の取引を認められない可能性がある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

サブ・ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、サブ・ファンドはサイバーセキュリティの侵害を通じて、より大きな業務上および情報セキュリティ上のリスクにさらされやすくなっている。サイバーセキュリティ侵害には、資産または機密情報の取得、データの破壊、または業務の中断を目的として、コンピュータウィルスによる感染、「ハッキング」またはその他の手段によるサブ・ファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに限定されない。サイバーセキュリティ侵害はまた、DoS攻撃や、サブ・ファンドのシステムに保存された機密情報を意図的または意図せず公開する状況など、不正アクセスを取得する必要のない方法で発生する可能性がある。サイバーセキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、サブ・ファンドの事業業務に影響を与える場合があり、その結果、財産上の損失が生じる可能性があり、サブ・ファンドの純資産価額の算定不能、適用される法令違反、規制上の罰則および/または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用を発生させることとなる可能性がある。サブ・ファンドおよびその投資者は、結果としてマイナスの影響を受ける可能性がある。さらに、サブ・ファンドは第三者である業務提供者と緊密に連携しているため、当該第三者である業務提供者における間接的なサイバーセキュリティ侵害は、サブ・ファンドとその投資者に対して直接的なサイバーセキュリティ侵害に伴うものと同じリスクを課す場合がある。サブ・ファンドは、サイバーセキュリティ侵害に伴うリスクを軽減するために設計されたリスク管理体制を確立しているが、当該措置が成功する保証はない。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広く活用し、オフショアによる脱税の問題に世界規模で取り組むため、OECDの金融口座情報の自動交換に関する基準 - 共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、コストを削減することを目的として、CRSは、デュー・デリジェンス、報告および金融口座情報の交換のための共通の基準を提供している。CRSに従い、参加法域は、共通のデュー・デリジェンスおよび報告手順に基づいて、金融機関が特定する報告対象口座についての金融情報を報告金融機関から入手し、および交換パートナーと毎年自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSを実施することを約束している。その結果、サブ・ファンドは、ケイマン諸島が採用するCRSデュー・デリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められることになる。投資者は、サブ・ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるようにす

るために、管理事務代行会社に追加情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合には、投資者がFATCAに関連して要求された情報を提供しない場合と類似の方法で、罰則または他の課徴金および/またはサブ・ファンドの受益証券の強制買戻しの責任を負うこととなる場合がある。投資者は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」を確認すべきである。訴訟および規制当局の措置

サブ・ファンドは、その活動および管理会社の活動から生じる訴訟または規制上の措置の対象となる場合があり、防御の費用を負担し、またかかる防御が不成功の結果となるリスクがある。

営業日

営業日の定義は、公休日またはその他の理由によりケイマン諸島が休業している日を考慮していない。したがって、受託会社は、すべての営業日にその裁量を行使することができない場合がある。

郵便物の取扱い

受託会社および/またはサブ・ファンドに宛てられ、その登録上の事務所で受領された郵便物は、処理のために受託会社により提供された転送先住所に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島において登録上の事務所のサービスを提供する組織を含む。）のいずれも、郵便物が転送先住所に到着する際に何らかの理由で生じる遅延について責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、（受託会社またはサブ・ファンドのみに宛てられた郵便物とは異なり）個人的に自己に宛てられた郵便物のみを受領し、開封し、または直接処理する。

情報の請求

ケイマン諸島に住所を有する受託会社またはその取締役もしくは代理人のいずれかは、適用法に基づき規制当局、規制機関、政府当局または政府機関により行われる情報の請求に従い、やむを得ず情報を提供することがある。例えば、金融庁法（改正済）に基づき、ケイマン諸島金融庁によって、同庁自身のためもしくは承認された海外の規制当局のために行われる場合または税務情報庁法（改正済）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき税務情報庁により行われる場合が挙げられる。当該法律に基づく秘密情報の開示は、守秘義務違反とはみなされないものとし、一部の場合において、受託会社およびその取締役または代理人は、請求が行われた旨を開示することを禁止されることがある。

運用リスク

サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、管理会社のサービスに実質的に左右される。管理会社の行為が、不正行為、何らかの規則もしくは規制の違反を理由として規制当局による調査を受けていること、管理会社の主要人物の死亡、無能力、離職、支払不能もしくは退任、または管理会社に影響を及ぼす企業再編を含む（ただし、これらに限られない。）特別な事由が発生した場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資パフォーマンスを保証しない。

受益証券の追加クラスの費用

将来、受益証券の追加クラスが発行される場合がある。それらの受益証券の追加クラスの設定に係る費用の一部または全部は、それらの受益証券のクラスのみが負担するのではなく、例えば、全体としてサブ・ファンドの負担となる場合がある。その場合、当該受益証券の追加クラスの設定前に発行されていた受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

利益相反

（中略）

投資先ファンドに関するリスク

（中略）

法務、税務および規制上のリスク、投資先ファンド受益者に関する情報開示

(中略)

さらに、最近制定された法律（ドッド・フランク法および当該法律に基づき策定が必要になる規則を含む。）については重大な不確定要素があり、このため当該法律が最終的に投資先ファンドおよび投資先ファンドが直接また間接的に取引および投資を行う市場に及ぼす影響について完全には把握できない。当該不確定要素およびこの結果生じる混乱自体が、市場の効率的な機能および一部の投資戦略の成功に弊害をもたらす得る。投資先ファンドの存続期間中に予想される法律、税制および規制上の変更に加えて、予測されない変更が行われる場合もある。ヘッジ・ファンド、投資アドバイザーおよびこれらが利用する投資商品（デリバティブを含むがこれに限定されない。）に対する法律、税制および規制に関する環境は、常に変化している。さらに、投資先ファンドの取引戦略遂行能力は、GSグループのその他の活動のために賦課される要件（GSグループがBHCとして規制を受けることを選択した結果として賦課される要件を含むが、これに限定されない。）または一定の投資先ファンド受益者もしくは一定のタイプの投資先ファンド受益者による投資先ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの投資先ファンドに適用される規制要件の追加、または変更により、悪影響を受ける可能性がある。この点については、下記「銀行持株会社としての規制」および下記「ボルカー・ルール」の項をご参照されたい。GSグループおよび/または投資先ファンドに適用ある現行規則への変更または新規則は、投資先ファンドに重大な悪影響（投資先ファンドに対する重大な税金もしくはその他の費用を課すこと、投資先ファンドの組成もしくは運営方法の重大な変更を要求すること、または投資先ファンドをその他の方法により制限することを含むが、これらに限定されない。）を与える可能性がある。

米国を源泉とする利息または配当の一定の支払い（およびその他の類似の支払い）ならびに米国内国歳入庁（United States Internal Revenue Service）（以下「IRS」という。）により今後制定される規則の外国金融機関による導入から2年後に外国金融機関またはその他の外国組織に対する一定の支払いが行われる場合、様々な報告要件が充足されない限り、当該支払金に30パーセントの源泉徴収税が課せられる。特に、これらの報告要件は、投資先ファンドがIRSに登録し、その受益者から一定の情報を入手し、ケイマン諸島税務情報当局またはIRSに当該情報の一部を開示する場合に充足される。投資先ファンドがこの源泉徴収税を課せられないという保証はない。受益者はこの源泉徴収税が与える可能性がある影響について自身の税務顧問に相談するべきである。

各投資予定者は、税法および税規則は常に変更されており、遡及的に変更されることがあることに留意するべきである。さらに、一部の税務当局による税法および税規則の解釈および適用は、明確性、一貫性または透明性に欠けることがある。税法における不確実性により、投資先ファンドは、投資先ファンドが最終的に当該税債務を課されることを予想しない状況であっても、潜在的な税債務を計上することを要求されることがある。さらに、会計基準および/または関連する税金報告義務は変更されることがあり、これにより追加の増加額および/またはその他の債務が生じることがある。各投資予定者はまた、米国およびその他の地域における税法のその他の進展は投資先ファンド受益者または投資先ファンドに対する税効果に重大な影響を及ぼすことがあること、ならびに投資先ファンド受益者は投資先ファンドに対して一定の追加の情報（これはIRSその他の税務当局に提供される場合がある。）を提供するよう要求される可能性があり、税法の当該変更の結果としてその他の不利な影響を受けることがあることにも留意するべきである。

さらに、投資先ファンドの受託会社、投資運用会社もしくはそれらの関係会社、および/または投資先ファンドの受託会社もしくは投資運用会社の業務提供会社もしくは代理人は、随時、投資先ファンドが保有する投資対象、投資先ファンド受益者の名称および受益権のレベルを含むが、これに限定されない投資先ファンドおよび投資先ファンド受益者に関する一定の情報を（ ）開示当事者に対して管轄権を有し、もしくは管轄権を主張する法域の一もしくは複数の規制当局および/もしくは税務当局、もしくは投資先ファンドが直接もしくは間接的に投資を行う法域の一もしくは複数の規制当局および税務当局、ならびに/または（ ）投資運用会社もしくは投資先ファンドの一もしくは複数の取引相手方もしくは業務提供者に対して、開示するよう要請され、または、自らの単独の裁量により、開示するのが望ましいと判断することがある。

ボルカー・ルール

2010年7月に、米国ドッド-フランク ウォール・ストリート改革および消費者保護法（改訂を含む。）（同法に基づき制定される規則と共に総称して「ドッド・フランク法」という。）が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。

ボルカー・ルールに基づき、GSグループは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関（GSグループおよびその関連会社を含む。）が、金融機関の関連会社が運営するヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンド、または当該ヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関連会社が、関連会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引（デリバティブ取引および保証を含む。）を含む。さらに、ボルカー・ルールは、GSグループおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。投資先ファンドが重大な範囲においてGSグループとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果GSグループおよび投資先ファンド間の対象取引の禁止は、投資先ファンドに重大な影響を与えるとは予想されない。

さらに、ボルカー・ルールは、一部の例外を除き、GSグループが、投資先ファンドの総発行済持分およびその公正市場価格の3パーセント超を所有することを禁止している。また、ボルカー・ルールは、一部の軽減措置が適用される場合を除き、金融機関（GSグループを含む。）が、当該金融機関およびその顧客、取引先もしくは取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するような一定の行為、当該金融機関が直接もしくは間接的に高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエクスポージャーを有することになる一定の行為、またはGSグループの安全性および健全性もしくは米国の金融の安定に脅威をもたらすような一定の行為に従事することを禁止している。結果として、投資先ファンドもまた、当該行為に従事することを禁止される場合がある。

GSグループの方針および手法は、GSグループの取引活動および投資活動（投資先ファンドに関する活動を含む。）におけるこのような重大な利益相反ならびに高リスク資産および高リスク取引に対するエクスポージャーが特定され、かつ限定されるように設計されている。ボルカー・ルールを施行する規制当局が、かねて示唆していたように、これらの問題に対応するためのベストプラクティスに関するガイダンスを策定した場合、GSグループの方針および手法は、かかるガイダンスを考慮するために修正または変更される可能性がある。GSグループの方針および手法により課せられ、またはボルカー・ルールの施行当局により課せられる要件もしくは制限は、投資先ファンドに重大な悪影響を与える可能性がある。とりわけ、当該要件または制限により投資先ファンドが上記の投資および投資戦略の一部を控え、他の措置を講じ、または回避する可能性があり、そのような対応が投資先ファンドに不利益を与える可能性がある。

（中略）

投資先ファンド・アンブレラおよび受益証券クラスにおける負債の分離

（中略）

投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドの資産および負債は、投資先ファンド・アンブレラの一定のクラス受益証券のみに帰属する。例えば、投資先ファンド・アンブレラのクラス受益証券は、様々な通貨で表示され、投資運用会社は、投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドのクラス受益証券の外国為替エクスポージャーをヘッジするため、為替関連取引を締結する。当該取引の費用および経費は、第三者、特に債権者（すなわち為替先渡取引相手）については、関連あるクラスに割り当てられる一方、他の条件について特定の取引相手と合意した場合を除き、当該負債が投資先ファンド・アンブレラの特定のクラス受益証券に帰属するにもかかわらず、該当する投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドは単一の資産プールとしてみなされ、全体として、当該負債一切について責任を有することがある。

受益証券の流動性の制限

（中略）

法律顧問

投資先ファンドの受託会社、投資先ファンド・アンブレラ、投資運用会社、投資先ファンドの日本における販売会社およびそれらの一部の関係会社は、助言を与える各法律顧問（以下「法律顧問」という。）を起用している。これらの者の代理につき、各法律顧問は、投資先ファンド受益者を代表したことはなく、また代表するものではない。投資先ファンドは、投資先ファンド受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

ERISAおよびその他給付プランに関する留意事項

（後略）

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券業者からいかなる現金手数料その他の払戻しを受けないものとする。ただし、管理会社および/または証券業者の関連会社は、管理会社および/または証券業者の関連会社が、当事者が随時管理会社および/または証券業者の関連会社に対して、物品、サービスその他の利益（リサーチおよび顧問サービス、専門的ソフトウェアまたはリサーチ・サービスおよびパフォーマンス測定が付随するコンピュータ・ハードウェアなど）を提供または手配する取決めを締結している他者の代理人によるかまたは当該代理人を通じて、取引を実行する権利を留保しており、当該取決めの性質とは、当該物品、サービスその他の利益の提供が、サブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および/もしくは証券業者の関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することができ、また、当該取決めに関して、直接支払が生じることはないが代わりに管理会社および/または証券業者の関連会社がかかる当事者に業務を委ねることを約束する。)。かかる当事者を通じて実行される取引は、最善の実行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない。また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的サービスの仲介手数料を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、かかる物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備および物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

<訂正後>

(前略)

現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券取引業者からいかなる現金手数料またはその他のリベートを受けないものとする。ただし、管理会社および/またはその関連会社は、管理会社および/またはその関連会社が、当事者が管理会社および/またはその関連会社に対して、物品、サービスまたはその他の便益（調査および助言サービス、専門的ソフトウェアまたは調査サービスが付随するコンピュータ・ハードウェアならびにパフォーマンス測定など）を随時提供または調達する取決めを締結している他者である代理人によるかまたは代理人を通じて、取引を実行する権利を留保している。当該取決めの性質として、これら物品、サービスまたはその他の便益の提供がサブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および/もしくはその関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することがある。また、かかる取決めに関して、直接支払いが生じることはないものの、その代わりに管理会社および/またはその関連会社は、かかる当事者に対して業務を委託することを約束する。当該当事者を通じて実行される取引は、最良執行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない。また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的委託取引業務サービスの手数料率を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、当該物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備もしくは物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

(中略)

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有するが、米国内国歳入庁は、2017年において、限定された種類の金融商品に対してのみその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドまたはトラストは、米国の株式に関連を有するデリバティブ取引を行うことができる。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドまたはトラストは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドまたはトラストによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドまたはトラストに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

香港における税制

現行の法律および慣行において、

- (a) サブ・ファンドは、投資活動に関して香港の税金の対象になることは想定されていない。
- (b) サブ・ファンドからの収益の分配または受益証券の販売、換金もしくはその他の処分により生じたキャピタル・ゲインに関して香港の受益者が支払うべき税金はない。ただし、当該取引が香港で行われる取引、専門的職業または事業の一部をなし、関連する収益が香港を源泉とする場合に発生する香港の所得税を除く。

サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

(中略)

ケイマン諸島 - 金融口座情報および関連事項の自動的交換

(中略)

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「US FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのUS FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト/サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト/サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、US FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および/またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者にかかわる強制償還もしくは強制買戻しおよび/もしくは投資者の口座の閉鎖を含む(ただし、これらに限られない。)対応措置を講じ、ならびに/もしくはすべての救済措置を求める義務を負うことがあり、ならびに/またはこれらを行う権利を留保している。ケイマン諸島税務情報局が公表した指針に従い、口座開設から90日以内に自己申告が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖する必要がある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

（中略）

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、現在効力を有するが、米国内国歳入庁が発行した指針に従い、2023年までは限定された種類の金融商品に対してのみその適用がある。

サブ・ファンドは、米国の株式に関連を有するデリバティブ取引を行うことがある。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

香港における税制

現在の法律および慣行において、

- (a) サブ・ファンドは、仮に、自らによって、または香港で自らの代理で決定（投資決定および/または売却決定を含むが、これらに限られない。）を行う一般的権限を有し、習慣的に行使している、香港で自らの代理で行為する他の者（例えば、投資運用会社）を通じて香港で取引、専門的職業または事業を行っている」とみなされることとなる場合、その投資活動に関して香港の課税対象となる場合がある。

「事業を行っている」という用語は、法律で定義されておらず、大部分は事実の問題である。例えば、サブ・ファンドが、香港で自らの代理で投資決定および/または売却決定を行う一般的権限を有し、習慣的に行使する他の者（例えば、管理会社）を香港で任命した場合、サブ・ファンドは、香港で事業を行っているものとみなされる。このように、香港外の外国で設立されているにもかかわらず、香港税務局によってサブ・ファンドが香港の事業所得税の課税対象とはみなされないと保証することはできない。サブ・ファンドの業務は、香港の事業所得税に対する潜在的な責任を最小限にすることを追求する方法で実施および管理される予定である。

サブ・ファンドが香港で取引、専門的職業または事業を行っている」とみなされる場合、香港の事業所得税は、当該取引、専門的職業または事業からの関連収益が香港を源泉とする場合に発生する。固定資産売却益は香港では課税されない。ただし、投資対象の売買による売買益の創出を目的とする投資ファンドには、キャピタルゲイン請求権は適用されない。

非法人事業（サブ・ファンドを含む。）の現在の標準事業所得税率は15%である。2018年3月29日に2段階の事業所得税条例が施行された。2018年4月1日以降に開始する賦課年度に適用される。2段階税率において、グループ内の指名された個人の課税所得のうち最初の200万香港ドルは、一定の条件の下で、標準所得税率の50%（すなわち、7.5%）の軽減税率が適用され、残りの所得は15%の標準税率が適用される。

配当と利子に対する香港の源泉徴収税はない。さらに、香港では一般取引税、売上税または付加価値税は課されない。

上記の原則にかかわらず、2019年4月1日に2019年香港税務局（ファンドの事業所得税の免除）（修正）条例（以下「ファンド免税条例」という。）が施行され、一定の要件を満たすことを条件として、構造および規模にかかわらず、香港で運営される私募国内ファンドおよび国外ファンドの香港の事業所得税の免除が統一された。サブ・ファンドがファンド免税条例に定義される「ファンド」とみなされる場合、サブ・ファンドの適格取引および付随取引

(5%の閾値を条件とする。)からの香港源泉所得は、以下の条件が満たされる場合、香港事業所得税が免除される。

- 1) サブ・ファンドの適格取引は、特定の者によりまたは特定の者を通じて香港で行われるか、または特定の者により香港で手配される。特定の者とは、証券先物条例第5部に基づいた免許を受けた法人、または当該事業を行うために同条例第5部に基づいて登録され、同条附則5第1部に定義する規制された活動において事業を行う免許を受けた金融機関を意味する。サブ・ファンドは適格投資ファンドであり、
- 2) 適格取引の実行に付随する取引から生じる所得はサブ・ファンドの売買収益合計の5%を超えない。
サブ・ファンドが非公開会社に投資する場合、サブ・ファンドが香港事業所得税の免除を利用するために満たすべき一定の要件がある。
 - (i) 不動産テスト - サブ・ファンドは、香港の不動産(インフラを除く。)に資産の10%以下を(直接または間接的に)保有する。
 - () 保有期間テスト - サブ・ファンドは少なくとも2年間、非公開会社を保有している。保有期間テストを通過しない場合3つめのテストが適用される。
 - () 短期資産テスト - サブ・ファンドは、非公開会社の支配持分を保有すべきではない、またはサブ・ファンドが非公開会社の支配持分を保有する場合、非公開会社は、短期資産(処分日まで3年未満の資産)に資産価値の50%超を保有しない。
サブ・ファンドは、香港源泉の利益および非適格取引からの収益に関してのみ課税される。適格取引から生じる利益については、引き続き香港事業所得税が免除される。
ファンド免除条例には、サブ・ファンド自体がファンド免除条例に基づいて免除されているにもかかわらず、またサブ・ファンドによる分配が行われていないにもかかわらず、特定の香港居住者がサブ・ファンドから課税対象所得を得たとみなす一定の回避防止条項および「循環取引」条項が盛り込まれている。これらのみなし規定は、特に、香港居住者が単独で、または同一の目的を有する関係者と共にサブ・ファンドの受益権の30%以上を保有する場合、または当該香港居住者がサブ・ファンドの同一の目的を有する関係者である場合に適用される。サブ・ファンドが善意で広く保有されているとみなされる場合、みなし規定は適用されない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。
- (b) 受益証券の売却、換金またはその他の処分から生じるキャピタル・ゲインに関して、香港の受益者は、いかなる事業所得税も支払わない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

サブ・ファンドが投資する有価証券に関する税金

(中略)

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

(中略)

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト/サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト/サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、

ケイマン諸島の金融機関は、F A T C Aその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および/またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるA E O I規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の受益証券にかかわる強制償還もしくは強制買戻しおよび/もしくは投資者の口座の閉鎖を含む(ただし、これらに限られない。)対応措置を講じ、ならびに/もしくはすべての救済措置を求める義務を負うことがあり、ならびに/またはこれらを行う権利を留保している。ケイマン諸島税務情報局が公表した指針に従い、口座開設から90日以内に自己申告が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖する必要がある。

(後略)

5 運用状況

(2) 投資資産

< 訂正前 >

投資有価証券の主要銘柄

(2021年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	口数	取得金額		時価		投資比率 (%)
					単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	
1	ゴールドマン・サックス (ケイマン諸島)ユニット・ トラスト - GS米国フォーカス ・グロース 米ドル建て受益証券クラス	ケイマン 諸島	投資信託	656,716.795	13.25	8,699,681	26.69	17,525,144.39	99.75

投資不動産物件

2021年4月末日現在、該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの

2021年4月末日現在、該当事項なし。

< 訂正後 >

投資有価証券の主要銘柄

(2021年7月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	口数	取得金額		時価		投資比率 (%)
					単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	
1	ゴールドマン・サックス (ケイマン諸島)ユニット・ トラスト - GS米国フォーカス ・グロース 米ドル建て受益証券クラス	ケイマン 諸島	投資信託	622,957.183	13.25	8,252,460	29.34	18,278,810	99.93

投資不動産物件

2021年7月末日現在、該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの

2021年7月末日現在、該当事項なし。

(3) 運用実績

<訂正前>

(前略)

<参考情報>

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2015年6月30日(運用開始日)～2021年4月末日)



収益率の推移

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配落の額)(第

1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(10米ドル))

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

< 訂正後 >

(前略)

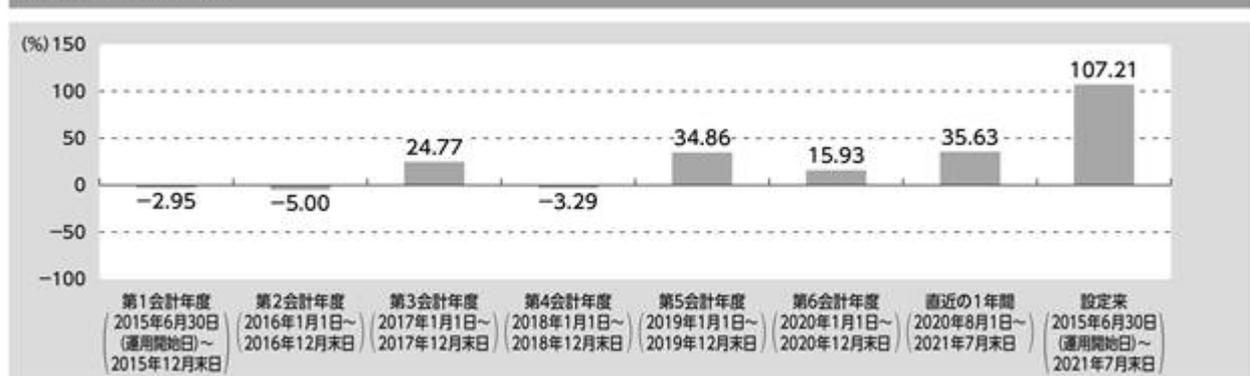
< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2015年6月30日(運用開始日)～2021年7月末日)



収益率の推移

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各会計年度末 (または上記期間末) の 1 口当たり純資産価格 (当該期間の分配金 (税引前) の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末 (または当該期間の直前の営業日) の 1 口当たり純資産価格 (分配金の額) (第 1 会計年度および設定来の場合、1 口当たり当初発行価格 (10米ドル))

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

< 訂正前 >

申し込むことができる受益証券の価額の最大総額は、50億米ドル相当額である。

米国の課税

（中略）

申込み

受益証券は、以下に記載する場合を除き、各取得日における適用ある申込価格で申し込むことができる。

受益証券1口当たり申込価格は、取得日に当たる評価日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

手続

（後略）

< 訂正後 >

サブ・ファンドは、欧州経済領域（「EEA」）または連合王国（「英国」）における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

（a）「一般投資者」との用語は、（1）（EEAの目的のため）次に掲げる（ ）から（ ）のいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）ならびに（2）（英国の目的のために）2018年欧州連合離脱法に基づく英国国内法の一部を形成する、規則（EU）1286 / 2014（その後の改正を含む。）をいう。

（ ）指令2014 / 65 / EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。

（ ）指令（EU）2016 / 97（その後の改正を含み、以下「保険販売業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。

（ ）規則（EU）2017 / 1129（その後の改正を含み、以下「目論見書規則」という。）において定義される適格投資者でない者。

（b）「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

制裁

受託会社およびサブ・ファンドは、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および/または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっている。

したがって、受託会社および管理会社は、投資者に対して、同者が次に掲げる()から()に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者(以下「関連当事者」という。)(もしあれば)が次に掲げる()から()に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求することがある。()国際連合、米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」という。)および日本国財務省によって整備され、もしくは欧州連合(以下「EU」という。)および/もしくは連合王国(以下「英国」という。)の規則(後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。)および/もしくはケイマン諸島の法律に基づく制裁対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列挙されるもの、()その国もしくは領域に関連して、国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国および/もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または()その他の国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国(後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。)もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の対象であるもの(以下、総称して、「制裁対象者」という。)。

投資者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、投資者またはその関連当事者(適用ある方)が制裁対象者ではなくなるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および/または申込者のサブ・ファンドに対する持分と追加の取引を行うことを中止することが必要となることがある(以下「制裁対象者事由」という。)。制裁対象者事由の結果投資者が被る一切の債務、経費、費用、損害および/または損失(直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られない。)に関して、受託会社、管理会社およびサブ・ファンドは、いかなる性質の債務も負わないものとする。

さらに、サブ・ファンドのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、適用ある制裁が解除されるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、当該投資との取引を行うことを中止することがある。

受益証券の申込み

申し込むことができる受益証券の価額の最大総額は、50億米ドル相当額である。

米国の課税

(中略)

申込み

受益証券は、以下に記載する場合を除き、各取得日における適用ある申込価格で申し込むことができる。

受益証券1口当たり申込価格は、取得日に当たる評価日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。申込みが受領された際の価格の詳細については関連する受益者が名義書換代理人から入手できる。

手続

(後略)

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

<訂正前>

以下に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買戻されることができる。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または名義書換代理人が随時決定するその他の通知を、適用ある買戻日に関する取引期限までに名義書換代理人によって受領されるように送付しなければならない。

（中略）

買戻価格

買戻しが行われる受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日に当たる評価日現在の受益証券1口当たり純資産価格とする。

決済

（後略）

<訂正後>

以下に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されること
ができる。受益証券の買戻しにより、(a)当該買戻しがされる受益証券は、受益証券1口当たり
純資産価格の計算から除外され、また(b)発行済受益証券の口数は、既に買戻しがなされた受益証
券の口数の分減少する。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または名義書換代理人が随時決定する
その他の通知を、適用ある買戻日に関する取引期限までに名義書換代理人によって受領されるよう
に送付しなければならない。

（中略）

買戻価格

買戻しが行われる受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日に当たる評価日現在の受益
証券1口当たり純資産価格とする。適用される買戻価格の詳細は関連する買戻しを行う受益者が名
義書換代理人から入手できる。

決済

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

(前略)

また、管理会社の純資産の額は、2021年4月末日現在、276,799,202香港ドル（約39億円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

<訂正後>

(前略)

また、管理会社の純資産の額は、2021年7月末日現在、282,926,864香港ドル（約40億円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

第4 その他

< 訂正前 >

（前略）

別紙 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

（中略）

ボルカー・ルール

一定の適用除外のもとで、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事すること、特定のプライベート・ファンドの所有権の取得もしくは保有を行うこと、または特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。

< 訂正後 >

（前略）

別紙A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

（中略）

ボルカー・ルール

一定の適用除外のもとで、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事すること、特定のプライベート・ファンドの所有権の取得もしくは保有を行うこと、または特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。

別紙B サブ・ファンド・プライバシー通知

はじめに

本通知の目的は、貴殿に対し、データ保護法（改正済）（以下「DPA」という。）に従った貴殿の個人データの使用に関する情報を提供することである。

本文書において、「当社」とは、受託会社ならびにその関連会社および／または委託先をいう。

投資者データ

サブ・ファンドへの投資、ならびにそれに関連して貴殿と当社との間でやりとり（（該当する場合）電子通信または電話の記録を含み、何らかの申込み（過去、現在または未来のものかを問わない。）を含む。）を行うことにより、または貴殿が別途、投資者である貴殿と関係のある個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を当社に提供することにより、貴殿は、DPAに定める意味の範囲内における個人データに該当する一定の個人情報（以下「投資者データ」という。）を当社に提供することとなる。当社は、その他の公的な情報源からも投資者データを取得することができることとする。投資者データには、貴殿および／または投資者である貴殿と関係する個人に関連する以下の情報が含まれるが、これらに限られない。氏名、居住地住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、納税者番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源の詳細および貴殿の投資活動に関連する詳細。

当社が投資者データを使用する場合、受託会社は、DPAの目的上、「データ管理者」として特徴付けられる。
受託会社の関連会社および委託先は、DPAの目的のために「データ処理者」として行為することができる。

影響を受ける対象

貴殿が自然人である場合、当該データの使用により貴殿が直接影響を受けることとなる。貴殿が、当社との投資に関連して理由の如何を問わず貴殿に関係する個人に関する投資者データを当社に対して提供する法人の投資者(これらの目的において、信託または免除リミテッド・パートナーシップ等の法律上の組織体を含む。)である場合、当該データの使用は当該個人に関連するものとなり、貴殿は、本文書を当該個人に送信するか、またはその他当該個人に対してその内容を助言すべきである。

貴殿の個人データの使用方法

データ管理者である受託会社は、特に、以下を含む適法な目的のために、投資者データを収集、保管および使用することができる。

- (i) 申込書ならびに/またはサブ・ファンドの設立文書および運用文書に基づく当社の権利および義務の履行のために必要である場合、
- (ii) サブ・ファンドが適用を受ける法律上および規制上の義務を遵守するために必要である場合(マネー・ロンダリング防止およびFATCA/CRSの要件の遵守等)、および/または
- (iii) 当社の正当な利益のために必要であり、貴殿の利益、基本的権利または自由が当該利益に優先されない場合。ただし、投資者データはダイレクト・マーケティングならびに他の類似の目的で使用されないものとする。

さらに、シティバンク・エヌ・エイ(以下「管理事務代行会社」という。)および/またはシティコープ・フィナンシャル・サービズ・リミテッド(以下「名義書換代理人」という。)は、例えば、受託会社に自己のサービスを提供するため、または自己に直接適用される、若しくは受託会社が管理事務代行会社または名義書換代理人に依拠することに関して適用される法律上若しくは規制上の要件を履行するために投資者データを使用することができるが、管理事務代行会社または名義書換代理人によるかかる投資者データの使用は、少なくとも当社が投資者データを処理する上述の目的のいずれかと常に適合する。

投資者データを他の特定の目的(該当する場合、貴殿の同意を必要とする何らかの目的を含む。)に使用することを希望する場合、当社は、貴殿に連絡する。

貴殿の個人データの移転理由

一定の状況において、当社および／または当社の授権された関連会社もしくは委託先は、ケイマン諸島金融当局または税務情報庁等の関連規制当局と、投資者データおよびサブ・ファンドにおける貴殿の持分に関するその他の情報を共有することを法的に義務付けられる場合がある。また、これらの当局は、その後、税務当局を含む海外当局と本情報を交換することができる。

当社は、受託会社およびその各関連会社（ケイマン諸島外または欧州経済領域外に所在する一定の事業体を含む場合がある。）にサービスを提供する当事者に対して投資者データを開示することを予期している。かかる当事者には以下の者が含まれ、以下の者は、当社を代理して、または受託会社に提供するサービスに関連する自らの適法な目的のために、個人データを処理することができる。

- (i) 保管会社
- (ii) 管理事務代行会社
- (iii) 名義書換代理人
- (iv) 管理会社
- (v) 監査人、および
- (vi) 英文目論見書およびその補遺27に列挙される他のアドバイザーまたはサービス提供者

当社が講じるデータ保護措置

ケイマン諸島外に所在する当社または当社の適式に授権された関連会社および／もしくは委託先による投資者データの移転は、DPAの要件に従うものとする。

当社ならびに当社の適式に授権された関連会社および／または委託先は、投資者データの不正なまたは違法な処理、および投資者データの偶発的な紛失もしくは破壊または損害に対する保護を意図された適切な技術的および組織的情報セキュリティ措置を適用するものとする。

当社は、貴殿または該当する投資者データに関連するデータ主体のいずれかの利益、基本的権利または自由に対するリスクをもたらす合理的な可能性のある何らかの投資者データ違反について、貴殿に通知するものとする。

お問い合わせ

不明点がある場合、またはデータ保護権について当社と協議されたい場合、管理会社（citifirst.im@citi.com）まで問い合わせられたい。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7ページから30ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2020年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2020年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準(以下「HKSA」という。)に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HKICPAが発行したHKFRSおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成され、前項に記載されたその他の記載内容について報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HKSAに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャターロード10

プリンスビル8階

2021年4月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited
(*Incorporated in Hong Kong with limited liability*)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (" the Company ") set out on pages 7 to 30, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2020, the statement of profit of loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2020 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (" HKFRSs ") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (" HKICPA ") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (" HKSAs ") and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (" the Code ") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
28 April 2021

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。